

事 務 連 絡

平成30年6月7日

都道府県水道行政担当部（局）

厚生労働大臣認可 { 水 道 事 業 者
水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」に係る情報提供について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局所的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しており、特に昨年は、平成29年7月九州北部豪雨による災害を始め、全国各地で災害が発生しました。

これから、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図るべく、今般、別紙のとおり中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（平成30年5月23日付け中防災第10号）が発出され、災害即応態勢の確保として、危険箇所等の巡視・点検や施設管理等の強化、防災情報伝達の徹底、地下空間の浸水対策・道路の冠水対策等の強化、非常用電源の確保等が要請されているところです。

水道事業者等においては、河川の氾濫及び土砂災害の発生により施設の浸水、原水濁度の上昇や取水不良、管路の折損等につながるおそれがあることから、十分な留意をお願いいたします。なお、関係機関等における周知徹底を図るため、同会長通知を（別添）にて情報提供いたします。貴部局及び貴事業者におかれましては、内容を確認いただいた上で適切にご判断・ご対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願い致します。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当：大桶、彦坂、海野

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp